

第184回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) ICTを活用した地域医療連携ネットワークによる重症病棟支援及び患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (2) 市民公益活動緊急支援事業に係る業務について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (3) ひとり親世帯フードサポート事業について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (4) 「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」における通話録音について
- (5) 医療保険のオンライン資格確認等の導入に伴う業務の委託について
- (6) ビデオ会議システムによる就学・教育相談事務について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (7) 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業業務委託について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (8) 就職氷河期世代就職支援プログラム業務委託について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告
  - ア 鶴見区市立保育所における防犯カメラ運用・管理事務
  - イ 金沢八景権現山公園（予定地）機械警備業務委託
  - ウ 鶴ヶ峰ふれあいの樹林内防犯カメラ運用事務
  - エ こども自然公園内防犯カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
  - ア 各種特別相談事務
  - イ 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるエスコートキッズ募集事務
  - ウ アドバンス・ケア・プランニング（ACP）人材育成研修受講者名簿管理事務
  - エ 低未利用土地等の確認申請書受付及び確認書発行事務
- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
  - ア 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業における補助金交付事

	<p>務</p> <p>イ 下水道法に基づく立入検査等に係る身分証明書作成業務</p> <p>ウ ヨコハマ市民まち普請事業 提案グループ連絡事務</p> <p>(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 災害時要援護者支援事業に係るダイレクトメール等の封入封かん及び宛名ラベル貼付作業委託</p> <p>イ 人権に関する市民意識調査書の封入封かん、宛名ラベル貼付及び郵送事務委託</p> <p>ウ 横浜市福祉のまちづくり推進指針改定にかかる市民意識調査業務委託</p> <p>エ 横浜市がん対策に関するアンケート調査票等印刷・封入・宛名貼付業務委託</p> <p>オ 自転車保険加入状況調査に係る業務委託</p> <p>(5) 横浜市電話納付案内センターへの追加委託についての報告 横浜市電話納付案内センターへの追加委託について</p> <p>(6) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告 建築局建築指導課 保有文書電子化業務委託</p> <p>(7) 委託先個人情報保護管理体制（3件）</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）</p> <p>(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（6件）</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 令和2年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の活動スケジュールについて（報告）</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年7月23日～令和2年9月25日）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和2年9月30日（水）午後2時～午後5時
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと3
出席者	中村委員、板垣委員、加島委員、鈴木委員、土井委員、三品委員、吉田委員
欠席者	大谷委員、新田委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項(1)から(8)までについて、承認する。</li> <li>・報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第184回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、大谷委員と新田委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、</p>

ほか7名の委員は開始から終了まで御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしく願いいたします。

(中村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。事務局から、本日のWEB会議について連絡があります。

(事務局) <WEB会議システムの使用方法について連絡>

## 1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第183回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

(事務局) 大谷委員の御発言箇所について御本人から修正の御連絡をいただきました。会議録8ページの上から3行目「力点のある」の部分を「意味のある」に修正し、上から4行目の「ただの集計と違って」の後に「いますので、」を追記し、その後の「アンケートで」の後を、「その点を明示したうえで回答者の了承を得てもらえればと思います。」に修正とのことでしたので、修正させていただきます。

(中村会長) 1点、誤記の指摘です。9ページ中ほどの私の発言で、「児童生徒は、小学生ぐらいだと親の看護権の下に」とありますが、「監護」の字に訂正をお願いします。

(事務局) 失礼しました。訂正いたします。

(中村会長) 他に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

## 2 審議事項

- (1) 【案件1】ICTを活用した地域医療連携ネットワークによる重症病棟支援及び患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) まず、案件1「ICTを活用した地域医療連携ネットワークによる重症病棟支援及び患者情報を用いた重症化予測モデルの構築について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(加島委員) 平成29年5月の前回審議の際に、土井委員と私で、クラウドサーバーの安全性について質問しました。今回クラウドを使用するのを止めるのは、何か不具合があったからですか。

(所管課) システム上の不具合ではありません。診療支援で電子カルテシステムとつながる点を考慮し、個人情報をしっかり管理するためには専用サーバーのほうがよいということでこちらに切り替えることにしました。

(加島委員) 前回審議では、患者から取得する同意書についてもかなりやり取りがありました。同意書に関し、今までの運用で何か問題はありましたか。円滑に行われていますか。

(所管課) 具体的に患者の情報を取り始めるのはこれからです。今まで同意書を取る運用ではありませんでした。これから取ります。

(加島委員) 前回審議での同意書を、今後もそのまま使うということですね。

(所管課) 同意書については、今回の審議資料の別紙として委員の皆様にご送付していますが、この内容で同意を取ることを想定しています。

(三品委員) 7ページの「5 取り扱う個人情報」の対象者1は、「集中治療室入院患者のうち同意のあった患者」となっています。集中治療室に入院している患者は、個人情報の提供その他について同意ができないこともあると思いますが、どうするのですか。同意書は「法定代理人」などとなっていますが、法定代理人がいない人もいます。

(所管課) 横浜市立大学附属病院で同意を取るわけではありません。連携先病院が取ります。ICUに入る段階で取る形もあるし、入院する段階で取る形もあります。取るタイミングについての調整はあります。あくまで何らかの形で同意が取られているものに対してだけ、Tele-ICUを実施します。

(三品委員) 病院のカルテでは、しばしばキーパーソンのような者が記載されます。配偶者、親、子などです。連携先病院の運用によっては、そういう人たちの同意で、情報提供その他の同意として取り扱うこともあるのですか。

(所管課) こちらの同意書の書式ではなく、法定代理人でない人の同意書の書式もあり得るかという質問でしょうか。

(三品委員) そうですね。入院時ぐらいなら大丈夫かもしれませんが、ICU入室時は、意識を失っていたり判断能力に問題があったりすることが考えられます。そのような場合は、本人同意は取れないのでTele-ICUによる診療支援はあきらめるということでしょうか。親族が同意すればよいのでしょうか。

(所管課) 今回の同意書の書式には、研究目的に個人情報を使用することの同意も含まれています。当該目的での使用については、あくまでも本人同意があるものを対象とすることを考えています。ただ、ICUに入ったときに、診療支援の意味だと生命の保護のために使える部分もあり

ますので、そちらの部分だけに使用する可能性はあると考えています。

どこまでTele-ICUを実施するかは、運用の中で検討していきます。

(土井委員) 7ページの「実施機関での保存期間」は、60日間のものや永年のものがあります。上段の「個人情報の種類(電子データ)」の欄の1と2がそれぞれに対応するのですか。

(所管課) そのとおりです。

(土井委員) 場合によっては個人識別を低減して永年で保存するということは、患者に伝わっていますか。

(所管課) 同意書には保存期間については記述していません。

(土井委員) 患者がびっくりするかもしれないので、永年というのは伝えたいほうがいいかと思いましたが、どうでしょうか。

(所管課) 今回、指摘があったので、同意書に「永年」と記載します。

(鈴木委員) 同意書の原本はどこで保管するのでしょうか。

(所管課) 連携先病院で同意を取った原本は、連携先病院で保存します。

(鈴木委員) きちんと同意が取れているかどうかについては、横浜市立大学附属病院では確認が取れないということなのですか。

(所管課) 同意が取れたら、連携先病院側でその旨をシステムに入れます。それをしない限り、電子カルテの情報などは見られません。同意が取れたら、システムに同意が取れた旨の印を入れます。附属病院からは同意が取れているものしか見られないので、見られることをもって同意が取れていると確認できます。

(鈴木委員) 連携先病院でTele-ICUを実施したいがために、同意が取れていなくても入力してしまうリスクはないのですか。

(所管課) 不正なデータを入力してしまう前提では考えていません。

(鈴木委員) 性善説でシステムを組んでしまうのは非常に危険な発想なのではないでしょうか。

(所管課) ほかのシステムも含め、基本的にデータ提供側で正しく入力する前提になっています。本件のシステムについても当然、正しいものを入力するものと認識しています。

(鈴木委員) 回答になっていないように感じました。

(中村会長) 疑い出したらキリがないです。鈴木委員の懸念は分かりませんが、連携先病院としても当然、患者のために必要であることを考えて、カルテ等の共有化を図っています。通常は、同意もないのに提供することはないと思います。連携先病院をある意味信頼していいのではないのでしょうか。今回の事業はそれほど問題にする必要はないかと思いません。

(鈴木委員) この同意書の宛先は、脳卒中医療センターの病院長なわけですよ。ということは、同意書に関する責任が当然あるということかと思いましたが。

(中村会長) 連携先病院で同意書も取らずに情報提供すれば、その連携先病院の責任にはなるのだと思います。

(鈴木委員) 横浜市立大学附属病院の側の責任に変えることはできないのでしょうか。

(所管課) 連携先病院で同意のサインを振ります。管理者が同意のフラグを立てています。管理者がきちんと管理しているということになると思います。

(中村会長) ということで、同意書の件は、連携先病院でしっかり取ってもらうということではないかと思います。

(所管課) 連携先病院も横浜市立の病院ですので、個人情報の保護については個人情報保護条例が適用されて同じように厳格に管理する義務を負っています。そちらで担保されていると理解してもらえればと思います。

(中村会長) それでは、案件1を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

## (2) 【案件2】市民公益活動緊急支援事業に係る業務について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件2「市民公益活動緊急支援事業に係る業務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村会長) 対象者は「市民公益活動団体」とあります。どういう要件で団体と認められるのでしょうか。

(所管課) 主な対象は認証されているNPO法人ですが、地域では法人格を取得していなくてもこども食堂などで活動している団体がたくさんあります。それらの団体も支援しようということです。当該団体については、会則、会計報告など団体の概要が分かる書類がそろったものを補助対象として認めています。

(中村会長) 内容的にはチェックされるということですか。

(所管課) そうです。当該書類も提出してもらいます。

(中村会長) 17ページ「事務の委託」の欄の受託者の実績で、「横浜市市民活動支援センター運営事業」の後に「良」と書いてありますが、これは何ですか。

(所管課) これは委託業務の評価の内容です。優・良・可・不可で評価します。

(中村会長) 委託業務に関してはそういう評価を付けるのですか。

(所管課) これは特に審議とは関係ありません。この部分以外のところを見てください。

(中村会長) これまでの実績として良い評価が付いていれば、それは良いということですか。

(所管課) そうです。

(中村会長) 20ページの事務開始届出書で、記録項目の「⑤社会生活」において、「学業・学歴」にチェックが付いています。取り扱う個人情報のどこに関連してくるのでしょうか。

(所管課) 申請者の立場になります。

(中村会長) 申請者の学業・学歴として何があるのですか。

(所管課) NPO法人の団体の履歴に関する部分で、例えば理事が大学の教員をしているといったことを書く欄があります。そこが該当します。

(板垣委員) この委託事業者は、新型コロナウイルス感染症予防対策に関する事業支援や補助金の交付申請の受付をするということですか。実際の補助金の交付について意思決定するのは市民協働推進課ですか。

(所管課) そうです。事務を受託者にしてもらい、私どもで書類を基に交付の意思決定をします。

(中村会長) それでは、案件2を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

### (3) 【案件3】ひとり親世帯フードサポート事業について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件3「ひとり親世帯フードサポート事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(各委員) <意見なし>

(中村会長) あまり問題ないということですかね。それでは、案件3を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

### (4) 【案件4】「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」における通話録音について

(中村会長) 次に、案件4「「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」における通話録音について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 以前から市民からの問合せについて最初に断った上で電話録音している案件はありますか。今回、そうした案件との違いがあったら教えてください。

(所管課) 健康安全課では、録音している他のケースはありません。

(板垣委員) 初めてのケースですか。

(事務局) 横浜市全体では、市のコールセンターにおいて、ホームページにおいて録音する旨を案内した上で録音するという案件が審議会に諮られたことがあります。また、児童虐待の通報を録音する案件も審議会に諮られています。ただ、この案件は、録音はしていますが、虐待の通報者なので録音していることを明示すると通報がためらわれてしまうことがありますので、審議会に諮った上で、通話者へ録音することを告げずに収集しています。

なお、市のコールセンターにおける録音案件と児童虐待の通報録音案件では、電話を受けたときに相手方に録音することを告げずに録音するという事で審議会に諮りました。

(板垣委員) それに比べれば、録音することを告げてから録音するわけですから、問題は少ないように思います。同じような事例が既にあるのなら、簡単な話ではないかと思えます。

(中村会長) 横浜市の個人情報保護条例8条は、収集の制限を定めています。実施機関は個人情報を収集しようとするときは、本人から収集しなければなりません。ただし、次の各号に該当するときはこの限りではないということで、本人収集の例外を定めています。今回は、その例外の一つである「公益上特に必要がある」に該当するのかということで審議に諮られています。考え方によっては、「録音している」というアナウンスをしたにもかかわらず通話を続けた人は、録音されて情報を取られることについて黙示の同意があると考えられるかかもしれません。本人から黙示の同意を得て情報を取っているので、審議対象にならないことになるのかかもしれません。ただ、アナウンスが流れたからといって、その意味を十分に理解して話を続ける人ばかりではないかかもしれません。そういう人のことを考えたときには、やはり「公益上必要かどうか」という要件で考える必要があるのかなとも思えます。その辺の意見はどうですか。

(板垣委員) 私も会長と全く同じことを考えています。最初に本人の同意を得ているのであれば、そんなに難しく考えることはないのではないかなとも思いました。ただ、日本語の意味が分からない外国人もいるし、念のために公益上の必要性という要件で審議会に諮る運用にしているのかなと感じました。いずれの結論にしても私は全く異論ありません。

(中村会長) 今、板垣委員が言ったことを考えたとき、やはり当審議会としては、審議に諮って一つひとつチェックしていったほうがいいかなとも思いますが、それでいいですか。アナウンスがある場合は審議はいらぬのではという意見の委員はいませんか。

(各委員) <意見なし>

(中村会長) では、アナウンスがあつて録音する場合も、引き続き審議会に

諮ってもらうことにします。本件については、公益上の必要性があると認めることでいいでしょうか。

(土井委員) 30ページの「廃棄方法」で、「別の職員が消去されたことを確認する」とありますが、どうやって確認しますか。

(所管課) データ消去専用ソフトウェアを用いてハードディスク内のデータを復元不可能な方法で消去します。今回、専用の空のパソコンに録音データを収集していくことを考えています。当該パソコンのデータが全て空になっていることを消去業者とは別の者が目視で確認して、消去されたことを確認しようと考えています。

(土井委員) ハードディスク全体を消去するイメージでしょうか。

(所管課) はい。

(土井委員) プログラムの画面を出すとしても、ハードディスクのデータ容量は巨大なので、簡単に目視ではチェックできないと思います。基準があるのでしょうか。

(所管課) データ消去については、パソコン等の廃棄に係る横浜市所定の手順があります。それに則って全てを削除するというで考えています。

(中村会長) それでは、案件4を承認するというでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

#### (5) 【案件5】医療保険のオンライン資格確認等の導入に伴う業務の委託について

(中村会長) 次に、案件5「医療保険のオンライン資格確認等の導入に伴う業務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(土井委員) 47ページ以降に委託先個人情報保護管理体制について記載されていますが、「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(6) 電算処理を行う場合の個人情報保護対策」の欄で、「アクセスログ保存」が7年だったり5年だったり何パターンかあります。法律か何かで決まっているのでしょうか。提案しているシステム上の制限でしょうか。

(所管課) それぞれのシステムにおいて定められた期間です。

(土井委員) 定めたのは委託先である富士通株式会社や日本電気株式会社などですか。

(所管課) 富士通はシステム開発担当なので、社会保険診療報酬支払基金や

神奈川県国民健康保険団体連合会等が規約の中で定めていると思います。

(土井委員) 52ページや53ページの富士通や日本電気の個人情報保護管理体制では、アクセスログ保存期間が「システムの終年度」及び「5年」とそれぞれ記載されています。この期間も神奈川県国民健康保険団体連合会等が定めているのですか。

(所管課) システムを管理する委託先が社内でシステムを運用する場合の規定だと思います。マイナンバーを使う三つのシステムについては、システムのポリシーとして神奈川県国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金が定め、そのとおりにシステム開発会社が定めた期間ということで記載しています。

(土井委員) システムを使い終わった直後に廃棄するのでしょうか。アクセスログは、何か事件や事故が起こってから遡って調べるものだと思いますが、「システムの終年度」で大丈夫でしょうか。

(所管課) このシステムが廃止となったら即座に廃棄します。保存していたデータはなくなります。

(土井委員) では、過去に遡ってアクセスログを調べることはできなくなるのですか。

(所管課) 仕組み上そうなります。

(中村会長) 36ページの「事務全体の概要」の下から3行目に、「医療機関等は、必要に応じて、本人同意を得たうえで、特定健診情報・薬剤情報を閲覧します。」と記載があります。本人同意があるかどうかはどうやって担保されますか。

(所管課) 本人がアクセスする場合については、もちろん本人同意ですが、医療機関等が閲覧するときには、医療機関が閲覧申請した段階で本人がボタンを押すなどの承認の操作をします。そこではじめて、その先に進んでデータが受け取れる仕様になる予定と聞いています。

(中村会長) ボタンを押すだけでは誰が押したか分かりません。

(所管課) 本人が確実に押したことが分かるような方式でやります。基本的に、病院にはマイナンバーカード読取機が設置されます。マイナンバーカードを持っていることが前提なので、マイナンバーカードをかざしてPINコードを入力したり、顔認証の機能も付きます。それを利用しながら、本人の確実性を持った同意という処理になると思います。

現在、国で導入を予定している方式では、病院に顔認証付きのカードリーダーを置くことにしています。マイナンバーカードを読み込ませたときに顔認証で本人確認します。その上で、この情報を使うことに対して同意するかしないかが画面に出てきます。そこで本人が画面表示ボタンを押して、それが同意になります。

(中村会長) マイナンバーカードを使わなくても、被保険者証でも同じような適用があるわけですね。その場合の医療情報の取得では、どのようにして本人同意があったのかを確かめるのでしょうか。

(所管課) 病院側で、同意するかしないかを確認した上でシステムに入力することになります。

(中村会長) 先ほど審議した案件1は全部、横浜市立の連携先病院でした。横浜市の個人情報保護条例が適用されて網がかかるので、よかったかもしれません。今回の案件5は各医療機関なので、色々な医療機関があるかもしれません。同意を得ていないのに、医療機関が医療情報を取得しようとしてアクセスする危険は、ちょっとあるのかなと思いました。国のシステムではきちんと防止できていることになっているのですか。

(所管課) なっていると思います。全体のスキームについては、国の個人情報保護委員会の審議を経て合意がされています。マイナンバーカードによる手段とそうでない人の担保については、確実に行われるような方法は用意されていると思います。先に資格確認が入りますけれども、医療費等の情報はだいぶ後になります。その頃までには、実動的な事務も含めて詳細が来るのかなと思います。

(中村会長) それでは、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

#### (6)【案件6】ビデオ会議システムによる就学・教育相談事務について(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件6の審議に入る前に、前回の令和2年7月審議会の案件6「横浜市情報公開・個人情報保護審査会のWEB会議による開催について」、事務局から報告があります。

(事務局) 別紙の資料『「WEB会議システム」の導入に係る「電子計算機の結合」の審議について』を御覧ください。前回の審議会で審議にお諮りした際に、委員の皆さまからWEB会議の導入について御意見をいただきました。当該御意見について資料を作成しましたので、内容について担当係長から説明いたします。

(事務局) 前回の審議会で、加島委員から、横浜市でセキュリティ基準を策定し、市としてWEB会議の可否を判断すべきだという御意見をいただきました。その御意見について、事務局で情報セキュリティ運用管理者と調整を行い、その結果を、お手元の資料にまとめています。

庁内ルール上、所管課は、WEB会議システムの導入に当たって、あらかじめ情報セキュリティ運用管理者である行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当に事前に協議を行わなければならないとしています。当該協議の中で、情報セキュリティ運用管理者が、導入するWEB会議システムに係る情報セキュリティ上の指摘を所管課に対して個別に伝えています。所管課は、当該指摘を踏まえた対策を講じます。この対策には、別のWEB会議システムに選定を変えたり、WEB会議の導入を中止することも含まれます。

現状、WEB会議システムに係るセキュリティ基準を明文化したものは存在していませんが、情報セキュリティ運用管理者が協議の中で

所管課に対して個別に指摘しています。審議会に諮る時点では、横浜市としては対象の会議体においてWEB会議を導入することについて問題ないと判断しているものです。以上でございます。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。加島委員いかがでしょうか。

(加島委員) 特にありません。了解しました。

(土井委員) 庁内で、別のWEB会議システムに選定を変えたり、中止した実際の例はありますか。

(事務局) 本市の中でWEB会議システムの導入がなかなか進んでいません。市民情報課でWebexを使用する本件は先行事案です。概念的なものとして、選定を変える場合もあるということです。ZOOM社のWEB会議システムZOOMを使いたいということで事務局に相談がされた案件について、WEB会議で個人情報を取り扱うのであれば、審議会の審議を経てWebexを使った事例があると紹介して、行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当との協議の結果、Webexを使うことになった事案はあります。

(中村会長) それでは、事務局からあつた報告を踏まえて、次の案件6と今後のWEB会議の導入に係る電子計算機の結合の審議を行いたいと思います。

(事務局) 案件6の所管課がまだ到着しておりませんので、時間調整のため順番が前後しますが、「3 報告事項」及び「4 その他」の「(2) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年7月23日～令和2年9月25日)」を報告させていただきます。

### 3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 鶴見区市立保育所における防犯カメラ運用・管理事務

イ 金沢八景権現山公園(予定地)機械警備業務委託

ウ 鶴ヶ峰ふれあいの樹林内防犯カメラ運用事務

エ こども自然公園内防犯カメラ運用事務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 各種特別相談事務

イ 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるエスコートキッズ募集事務

ウ アドバンス・ケア・プランニング(ACP)人材育成研修受講者名簿管理事務

エ 低未利用土地等の確認申請書受付及び確認書発行事務

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業における補助金交付事

務

イ 下水道法に基づく立入検査等に係る身分証明書作成業務

ウ ヨコハマ市民まち普請事業 提案グループ連絡事務

(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 災害時要援護者支援事業に係るダイレクトメール等の封入封かん及び宛名ラベル貼付作業委託

イ 人権に関する市民意識調査書の封入封かん、宛名ラベル貼付及び郵送事務委託

ウ 横浜市福祉のまちづくり推進指針改定にかかる市民意識調査業務委託

エ 横浜市がん対策に関するアンケート調査票等印刷・封入・宛名貼付業務委託

オ 自転車保険加入状況調査に係る業務委託

(5) 横浜市電話納付案内センターへの追加委託についての報告

横浜市電話納付案内センターへの追加委託について

(6) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告

建築局建築指導課 保有文書電子化業務委託

(7) 委託先個人情報保護管理体制（3件）

(8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（3件）

(9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（6件）

#### 4 その他

(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年7月23日～令和2年9月25日）

(中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」の「(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年7月23日～令和2年9月25日）」移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

(板垣委員) 追加資料96ページの漏えい事故のようなことは、結構あるのですかね。

(事務局) 実際はこのような事故が残念ながら起きてしまっています。

(板垣委員) 同姓同名、生まれ年も同じ人が同じ町内にいたら、間違えるのもやむを得ません。A氏とB氏がお互いを知っていそうな気がします。

(事務局) 本市の実務で、同姓同名は当然のことながら、生年月日も一緒と

いうケースもないわけではありません。過去にもそういったことによる誤送付・誤送信は何件か起きました。2点だけの確認ではなく、その他の情報も照合した上で本人確認するように伝え再発防止をしています。

(板垣委員) こういう事故を防ぐためのマイナンバーの制度でもあります。ただ、マイナンバーの取扱いがすごく厳重すぎて、こういうときに気軽に使えません。収納業務のときにあまり使っていないのがもったいない感じがします。

(事務局) マイナンバーは使える業務が法定されているので、現状こういったところまではなかなか難しいのかと思います。

(板垣委員) 検討を要する事項かなと思います。

(中村会長) 他に何かございますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

(事務局) 案件6の所管課が到着しました。案件6の御審議をお願いいたします。

(中村会長) では、案件6「ビデオ会議システムによる就学・教育相談事務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 本件は、ビデオ会議システムのアプリケーションソフトウェアとして、マイクロソフト社のT e a m sを採用しています。T e a m sにした理由はありますか。

(所管課) 行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当に事前に相談し、セキュリティ上問題ないと思われるシステムについて複数検討した中で、T e a m sが挙げられました。このT e a m sは、教委事務局で既にライセンス契約を締結していたので、当センターでも導入したいということで決定しました。

(中村会長) それでは、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

**(7)【案件7】就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）**

(中村会長) 次に、案件7「就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 対象者が38歳から49歳までと記載されていますが、このような年齢の対象者であっても、こども青少年局青少年育成課が所管なのですか。

(所管課) 61ページの「事務全体の概要」の下段に注記があります。若者サポートステーションは、困難を抱える若者ということで、15歳から39歳までの世代を対象としています。引きこもりや困難を抱える若者の定義が、39歳までになっています。今回は、就職氷河期世代ということで10歳上乘せして対象にしています。「サポステ・プラス」ということで、若者支援機関で49歳まで支援することになっています。

(板垣委員) 引きこもり等との関係もあるから青少年育成課が担当するのですね。

(所管課) そうです。最近8050問題と言われる、親が80歳代である50歳以上の引きこもりの問題も顕在化していますが、今のところは30歳代、40歳代も、こども青少年局の所管になっています。

(板垣委員) 68ページ以降の案件8は、この案件7と関連しているという理解でいいですか。

(所管課) 同じ交付金を活用した支援事業です。

(板垣委員) 67ページの事務開始届出書の「④心身の状況」の欄で、「健康状態」、「障害」、「身体的な特性・能力」、「性質・性格」を聴取するのは、引きこもり等を対象に情報を収集するからですね。

(所管課) サポートステーションに登録するので、そこでの支援の中で聞き取った心身の状況について引き継ぎます。引きこもりも含まれているので、こういったことも聞かせてもらいます。

(板垣委員) ④の欄は、広い意味では「病歴」に該当するものがあるような気がします。

(所管課) ここにもチェックを入れたほうが良いかもしれません。

(板垣委員) 「⑤社会生活」の欄の、「趣味・し向」などもありそうな気がします。

(中村会長) 取り扱う可能性のある個人情報であれば、そこはチェックする方向できちんとしておいたほうが良いと思えます。

(所管課) 承知しました。

(吉田委員) 「⑤社会生活」の欄について、引きこもっていても「資格」を持っている方もいます。また、「意見・要望等」のところもチェック入るのではないかと思います。どうですか。

(所管課) 追加します。

(事務局) 65ページの「5 取り扱う個人情報」にも併せて修正をかけたいと思えます。病歴については、既にこちらの欄には記載されていました。

(鈴木委員) 継続支援が重要で、ほかの機関などに引継ぎをしていくという

話でしたが、67ページの事務開始届出書の「個人情報の目的外利用・提供先」に該当しないのですか。

(所管課) 本人が申し込む際に、その点も含めて同意を取ろうと考えています。

(鈴木委員) 64ページの「受託者における個人情報の保管」で、保存期間が5年間となっています。その下の「廃棄方法」の欄では、廃棄は所管課で行うことになっていますが、5年後に確実に回収できるという理解でいいですか。

(所管課) はい、その予定です。

(鈴木委員) 担当が替わって所管課内の引継ぎがされないことがないようにしてください。

(三品委員) 半年や1年後にまとめて回収して、都度廃棄するのは現実的でない気がします。5年たった段階でまとめて廃棄するのかと思います。そういう理解でいいですか。

(所管課) 横浜市の廃棄のルールがあります。5年経った次の年の廃棄時期にまとめて廃棄します。

(三品委員) 紙媒体はシュレッダーにかけるかと思いますが、電子データは具体的にどう回収してどう廃棄するのですか。

(所管課) 記録媒体を回収して、物理的に破壊することを考えています。

(三品委員) 委託先である株式会社K2インターナショナルジャパンのノートパソコンにある電子データを回収して廃棄するのですね。そのパソコン自体を回収することは現実的ではないと思います。職員が行って、ハードディスクをノートパソコンから抜き取ったことを確認し、市の基準で当該ハードディスクを廃棄する感じですか。パソコン内に電子データが残っていないことを目視するのでしょうか。

(事務局) 66ページの「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(5) 個人情報の廃棄方法」における電子データの廃棄方法を説明してください。

(所管課) 復元不可能になるように、パソコンの中からも消去するように確認したいと思っています。

(事務局) 64ページの「廃棄方法」の欄も、「受託者が廃棄」にチェックを入れて廃棄確認の方法を記載する必要があるか確認してください。

(所管課) 受託者における廃棄の確認方法を追記します。電子データの記録媒体を回収するときは職員が確認します。

(三品委員) よくあるのは廃棄証明書の提出です。適切に対応してください。

(中村会長) それでは、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】就職氷河期世代就職支援プログラム業務委託について (個

人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件8「就職氷河期世代就職支援プログラム業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(吉田委員) 72ページの「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」と74ページの事務開始届出書の記載を併せてみると、事業内容からして写真は収集しないのですか。昨今、履歴書に写真がないほうが良いという考えがあります。

(所管課) 基本的には1対1の対面で就職支援をするので、写真を提出してもらう必要はありません。マッチングもその場で面談できるような説明会形式を取っています。必要な段階になれば、求職者と企業側が直接コンタクトを取って、写真などを企業に直接提供してもらいます。

(吉田委員) 事務開始届出書の「④心身の状況」で「健康状態」のところだけチェックが付いています。どのような状態かということについて、「病歴」など様々な特性があると思えます。こちらにはチェックは必要ありませんか。

(所管課) 面談で項目をつぶさに記録していく必要があるかと思っています。場合によっては病歴や障害を持っているということも必要になってきます。「病歴」と「障害」についてはチェックを付けたいと考えています。

(吉田委員) 事務開始届出書の「④心身の状況」で「身体的な特性・能力」が何を意味しているのか分かりませんが、73ページの「個人情報の種類」には「今後必要と思われる能力等」との記載があります。

(所管課) 「身体的な特性・能力」についてもチェックを付けます。

(事務局) これらの修正に伴い、74ページの事務開始届出書で、要配慮個人情報「含まない」になっていますが、「含む」に修正します。

(土井委員) 72ページから73ページまでの「5 取り扱う個人情報」に記載されている対象者の件数はどうやって想定しているのでしょうか。根拠になるような情報がどこかにあるのでしょうか。

(所管課) 別の事業で、就職氷河期世代に特化していない誰でも利用できる就職サポートセンターを設けています。その利用対象者の年齢を就職氷河期世代に絞ったときに算出される数字を、これぐらいの人々が利用するだろうと想定して使用しています。

(土井委員) 就職氷河期世代ではないところにも、ある程度のノウハウがあるということで、この人数の情報は信じて大丈夫でしょうか。

(所管課) そうですね。就職氷河期世代以外も含めた一般的な情報から推測した人数です。

(中村会長) 先ほどの取り扱う個人情報の関係は、取り扱う可能性があるな

らばできるだけ広くチェックするよう修正を検討してもらえればと思います。

(所管課) 承知しました。

(中村会長) それでは、案件8を承認するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

#### 4 その他

(1) 令和2年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の活動スケジュールについて (報告)

(3) その他

(中村会長) それでは、次に「4 その他」の「(1) 令和2年度横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の活動スケジュールについて (報告)」に移りたいと思います。加島委員から御報告をお願いします。

(加島委員) 第三者評価委員会の実地調査の活動スケジュールについてです。第三者評価委員会は、横浜市の個人情報漏えい事故等の再発防止、個人情報の適正な取扱いを確保するため、各職場における個人情報の取扱状況について、第三者の視点で実地調査を行い、問題点等を指摘することを目的とした委員会です。当審議会の部会と位置付けられています。今期の委員は、令和2年6月の審議会で指名されました。

この度、活動スケジュールの概要が決まりました。今年度は新型コロナの関係でスケジュールが全体的に遅れており、細かい日程はまだ確定していません。実地調査対象の受入体制の関係で、繁忙期を避けて来年の1月から2月に実施する予定です。実地調査対象は、区こども家庭支援課の予定です。

明後日の令和2年度第2回第三者評価委員会で調査項目の検討をします。その後、実地調査を行い、来年3月に予定している第3回第三者評価委員会で調査結果を検証します。来年4月の令和3年度第1回第三者評価委員会で調査報告書をまとめ、当審議会に5月下旬に提出する予定です。おおまかなスケジュールは以上です。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特になければ、報告について了承するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、10月28日水曜日午後2時から、本日と同

	<p>じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、新田委員でございますが、このたび一身上の御都合により、9月末日である本日を以て委員を退任されることとなりました。本日はあいにく御欠席となりましたので、御本人から退任の御挨拶を預かっております。「この審議会を通じて、素晴らしい委員の皆様とお会いすることができ、大変勉強になる充実した時間を過ごすことができました。ありがとうございました。」とのことでございます。</p> <p>なお、令和2年10月1日からは、新田委員を御推薦いただいた人権擁護委員会から新たに御推薦いただいた永井恒雄様に、後任の委員として御就任いただきます。次回の10月審議会におきまして、あらためて御紹介させていただきます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。  (中村会長) それでは閉会とさせていただきます。  <b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料  (1) 第184回横浜市個人情報保護審議会次第  (2) 第184回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項  次回は令和2年10月28日(水)午後2時から開催予定  (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和2年10月28日第185回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規